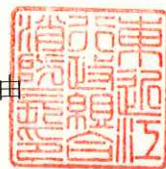




東行消予第 276 号  
令和 5 年 3 月 3 日

ウレタンフォーム工業会  
専務理事 山本 欽一 様

東近江行政組合  
消防長 村田 昌由



吹き付け断熱材の施工後に関する火災事案の注意喚起について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度当消防本部管内において、一般住宅で漏電火災が発生しました。これは、吹き付け断熱材の施工後に、外壁工事のビス打ちで電気配線を傷つけたことが原因となるものでした。

近年、吹き付け断熱材の施工実績は増加傾向であることから、当消防本部でも類似火災の発生を未然に防止するため、火災予防広報を実施いたしますが、貴工業会からも関係団体に対し下記のとおり、火災予防の周知をお願いいたします。

時節柄、お忙しいこととは存じ上げますが、是非とも本趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。

記

- 1 依頼内容 吹き付け断熱材の施工時には、壁体内の電気配線状況を吹き付け前に再確認するとともに、現場管理者は吹き付け時に電気配線が予期せぬ箇所に移動しないよう予め電気配線を固定するなどの措置をしてください。また、鋼板等の外壁施工（ビス打ち等）時にあっても、壁体内に存する電気配線が断熱材吹き付けの影響を受けている可能性があることを考慮し、内部を十分に確認した上で施工してください。
- 2 その他 詳細情報についてのお問い合わせは下記担当課までお願いいたします。

担当部署	東近江行政組合消防本部 予防課
電 話	0748-22-7603
メー ル	yobo@eastomi.or.jp

(写真1)  
現場の状況



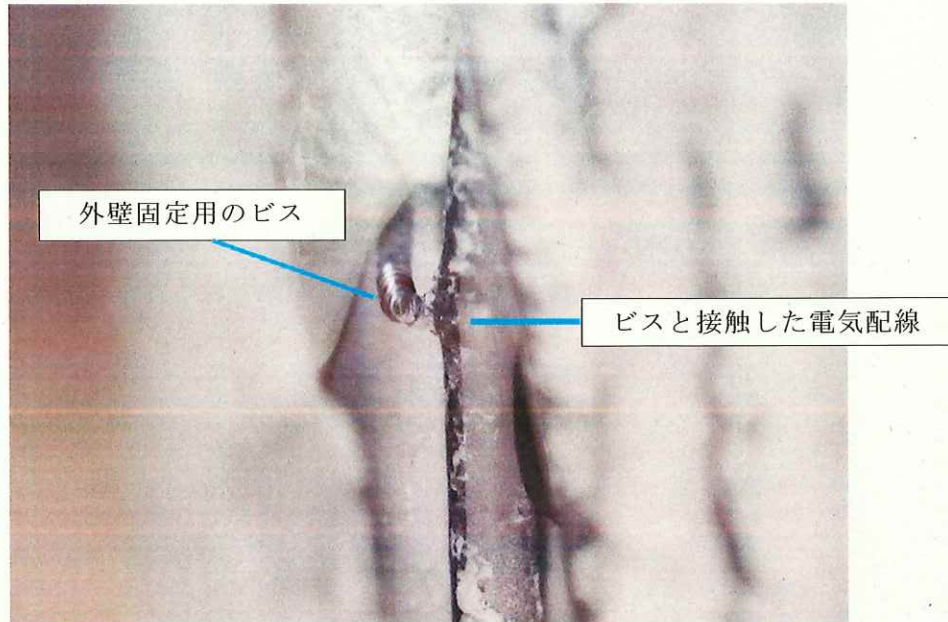
(写真2)  
床下収納庫内から見た焼損状況



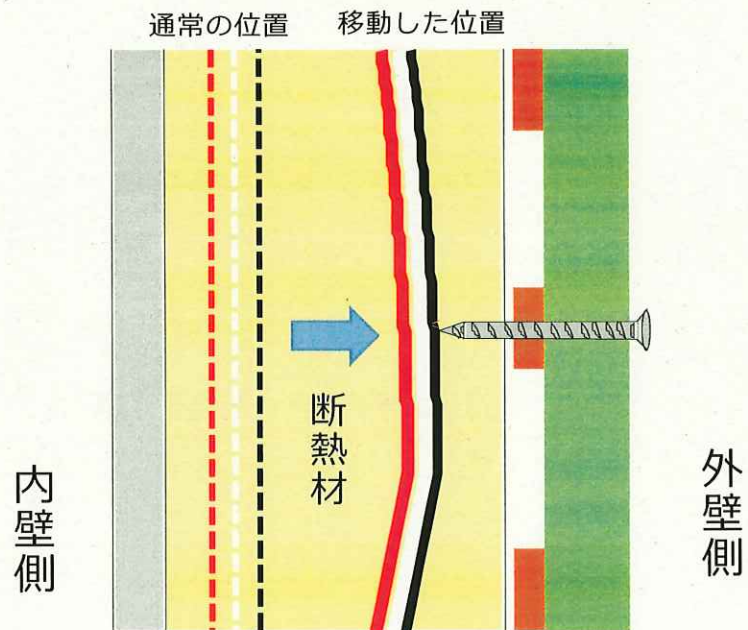
(写真3)  
漏電箇所の状況



(写真4)  
漏電点の拡大箇所



(図面1)  
電気配線の状況



(図面2)  
漏電経路

